

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成25年12月11日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年細則第6号

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則(平成16年4月1日細則第11号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則の一部改正について

改正理由：政府調達協定の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された改正後の政府調達に関する協定(以下「改正協定」という。)</u>その他の国際約束を実施するため、国立大学法人東京学芸大学(以下「本学」という。)の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、国立大学法人東京学芸大学会計規程(平成16年規程第43号。以下「会計規程」という。)及び国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則(平成16年規則第35号。以下「契約事務取扱規則」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品等 動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。</p> <p>(2) 特定役務 <u>改正協定</u>の附属書I日本国の付表<u>5</u>に掲げるサービスに係る役務をいう。</p> <p>(3) 建設工事 <u>改正協定</u>の附属書I日本国の付表<u>5</u>に掲げる建設工事をいう。</p> <p>(4) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。)をいう。</p> <p>(5) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(指名競争の公示等)</p> <p>第7条 契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第5</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)その他の国際約束を実施するため、国立大学法人東京学芸大学(以下「本学」という。)の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、国立大学法人東京学芸大学会計規程(平成16年規程第43号。以下「会計規程」という。)及び国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則(平成16年規則第35号。以下「契約事務取扱規則」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品等 動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。</p> <p>(2) 特定役務 <u>協定</u>の附属書I日本国の付表<u>4</u>に掲げるサービスに係る役務をいう。</p> <p>(3) 建設工事 <u>協定</u>の附属書I日本国の付表<u>4</u>に掲げる建設工事をいう。</p> <p>(4) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。)をいう。</p> <p>(5) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(指名競争の公示等)</p> <p>第7条 契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第5</p>

条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか、次の各号に掲げる事項についてもするものとする。

(1) 会計規程第30条第2項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件(以下「指名されるために必要な要件」という。)

(2) 指名する者の数を制限する場合には、当該指名する者の数

3 前項第1号の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

4 契約を担当する職員は、会計規程第30条第2項の規定にかかわらず、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者全て指名するものとする。ただし、第2項第2号の規定により指名する者の数を制限した場合には、この限りではない。

[省略]

附 則

1 この細則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この細則は、この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか、会計規程第30条第2項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても行うものとする。

3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

[省略]